料金別納郵便

「アイ・エー経営者通信 | 送付のご案内

初冬の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立て を賜り厚くお礼申し上げます。今月も「アイ・エー経営者通信」をお届けします。

医療保険は不要!?

医療保険という分野の保険があります。不要論もあり、本当に必要なのか?疑心暗鬼の方も多いかと思います。そもそもの目的としては、相互扶助の精神に基づき加入者全員がお金を出し合って医療費負担が大きい人の経済的負担を軽減する仕組みのことを言います。「公的と民間の医療保険がある」「国民皆保険制度により基本的には医療費は1~3割の自己負担」「高額医療費制度の適用を受ければ、一般的には月間で約8万円を超えて自己負担することはない」といわれています。これ以外に健康保険で補償されない費用として、入院中の食事代(460円/食)や差額ベッド代(数千~数万…1人部屋の平均、目安として約8000円/日)などで一日約1万円程度必要になることが多いようです。10日の入院で高額な場合となっても15万円前後あれば足りるように思われます。わざわざ保険に入らなくても大丈夫ですよね?

本当に不要!?

ただ実際のところは、家族の方のお見舞いに掛かる費用や、本人や看病する家族が有給を取れずに仕事を休んだ場合の収入減、さらに複数月になった時、貯金をやりくりして対応できますか?という状況で、難しいと思う方は民間の医療保険に入るべきで、大丈夫という方は入らなくても良い、ということだと思いますが、実際には余裕のない方こそ保険料がもったいないので加入せず、比較的余裕のある方は充実した補償内容の保険に加入される方が多いように見受けます。

人によって

結論としては、ご自身や身近な方を通じて経験した医療をもとに、必要性を判断すればよいと思います。長期入院、先進医療、自由診療といった特殊事例を他人事と思うか、いつかは自分もと思うか、答えは誰にもわかりません。最悪のケースを想定して、その際に資金不足で十分な治療を受けられないことないよう、最低限備えてみてはいかがでしょうか?苦しい思いをした方が多かったことをふまえて、様々な保障が生まれ、様々な特約が作られています。数年前には無かった補償もたくさん増えています。そして、保険を必要と感じた時には入れない、という方も依然多くいらっしゃいます。保険の事なんて普段は考えないことです。だからこそ、気になった時にはお気軽にお声掛けください。では今月もよろしくお願い申し上げます。

~トピックス~

保険にもいろいろありますが、事故 も何もなければ不要なものです。実際 にはほとんどの方が、好き嫌いに関わ らず何らかの複数の保険に加入され ています。必要と思えば、嫌いでも加 入するのは当然のことと思います。

自分は大丈夫!という価値観もあり、本当に人それぞれだといつも感じています。この文章を読まれている方は、経営者、またはそれに近い方だと思われ、想定されるリスクに対して、一定の備えをされている方が多いと思います。ちょっと振り返って頂いて、社員の方はいかがでしょうか?

若い方で未加入、昔入ってそのまま、という方は少なくなく、現状に合わないままにされている方も多くいらっしゃいます。年末調整で保険料控除を受けられる方が多いこの時期、見直すには良い機会となる時期です。

若くしてガンで亡くなった同僚や友人が、皆さまの周囲にも何人かいらっしゃると思います。幼いお子様がいる辛いお葬式に参列された方も多いのではないでしょうか。故人の入院中や、亡くなった後のご家族の経済状態を聞いて、保険に入っていれば…と、いうことも少なくありません。

今でこそ保険の仕事をしていますが、前職の時は保険の営業をうるさく思い大嫌いでした。うるさく無い程度のニーズ喚起、ちょうど良い営業の加減に悩む毎日です。(浅井)



(師走) DECEMBER

日	•	10	24
月	۰	11	25
火	۰	12	26
水		13	27
木	0	14	28
金	1	15	29
±	2	16	30
日	3	17	31
月	4	18	•
火	5	19	•
水	6	20	•
木	7	21	•
金	8	22	٠
土	9	23	•

12月の税務と労務

国 税/給与所得者の年末調整

国 税/給与所得者の基礎控除申告 所得金額調整控除申告書・ 保険料控除申告書・住宅借

今年最後の給与を支払う前日

国 税/11月分源泉所得税の納付 12月11日

国 税/10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)1月4日 今年最後の給与を支払う時 国 税/4月決算法人の中間申告

1月4日

書兼配偶者控除等申告書兼 国 税/1月、4月、7月決算法人の 消費税の中間申告(年3回 の場合) 1月4日

入金等特別控除申告書の提 地方税/固定資産税・都市計画税(第 3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務/健康保険・厚生年金保険被 保険者賞与支払届

支払後5日以内

ワンポイント 印紙の消印

収入印紙による印紙税の納付は、課税文書に収入印紙を貼付し て消印します。消印は納税を成立させるほか、収入印紙の再使用 を防止する趣旨もあります。消印は印章又は署名により行い、氏名・ 名称などを表示した日付印、役職名・名称等を表示したゴム印も 認められますが、鉛筆による署名は認められていません。



割を果たす」と話します。 自動 ラッカーの本は経営者にとって、 ラッカー ドラッカー研究者A氏は「ド 車運転の際のカーナビの 著書が挙 へとして、 げられま P F 役

転者が先ず、目的いご承知の通り、 に対応した修正をしてくれま。違えた道を走った場合は、そ 三科か、混雑状況はどうか等一で距離を重視するか、有料1が先ず、目的地を選び、そ ず 割を果たしま カーナビは 営者が会 迷 そ 運 9

ちろん、 カー ナビ は 地 点

誰

でも自分の見方で判断し結果

する)、「是正」(再発防 そこで、「修正」(正

ī

11

止状

の態

経営の仕 スは いう点では異なります。 さて、 クリアすべき条件は多いと いくつもありません。一方、 1 ル ドラッカー 事は一地 そこに 点で表せない ドラッカー-の経営学を 至る プロ セ

らです。
お初めて論理的・体系的な経営が初めて論理的・体系的な経営 <u>۲</u> ます。 ていますが、一貫しているのは、 メント論を多岐にわたり説明し 利法人のマネジメント等マネジ メントを紹介することにします。 ここでは、個人の仕事のマネジ マネジメントとは何か」です。 彼の著 企業の 個 来のマネジメント、MM人の仕事のマネジ者作は30冊以上にも 仕事のマネジメン30冊以上にも及び 非営

マネジメントとはドラッカーの

ため、 します(次頁A~D参照 て行動すること」になります。 このことを分かりやすくする 言でいうと、「成果を目 ラッカーのマネジメン ず A につい 概念的になりますが説明 て見 ますと、 0 1指 <u>۱</u> は L

> します。 を んな見方を選ぶかが行動を左右 出 結びつく、 b そうと行 の見 出発点になるのが、 九方➡行 ということです。 動 でしま 1 結 果 سلح

あ 当り前 は6色で絵を描いてい ŋ, 結果 例えば、 前ですが、1日オ ヨーロッパのデザイナー則ですが、ロシアは5色でえば、日本では虹は7色が 成果)を変えたい、こ ・ます。 ナー でが

ものの見方を変えなければなららない、行動を変えるためにはの場合は行動を変えなければな そのことを表しています。 ない、ということです。 В は、

参 目指して行動することでした(C 照)。 次に、マネジメントは成 深果を

果を上げることが要求されます。のいろいろな制約条件の中で成に厳しい社会・経済環境の中でを上げるとなると、Dのよう でになかった価値を創造ししかし、成果を上げる、 D 有ることを表します。 んでいくと、ズレて来ること では、 Ĺ 成果に向かって 監造し成る 突き 今ま

ます。 発 た め といった 止の是 「管理」が必要となり 正 ため未然防止する)、 する)、 予 再

で説明しましょう。例えば、「是正」に ば、「是正」に で管理 ついての す る 例

さい」、更に、「生年月日をお願人に「自分の名前を言ってくだが受付に来ます。受付係は来たび出します。すると、Xさん がらこのような形 いします」といった対応をしま つ 出します。すると、Xさん病院の受付でXさん、と呼 たのでしょう。 今までの間違いを是正しな で 0) 対 応に

習慣とはの異を上げる五つの

す。 め できる。 いる5つの習慣を紹 13 ^。以下にドラッカーの述べての5つの習慣を説明していま 於いて個人で成果を上げるた でも成 F ラッ そして、マネジメント、果を上げる能力は習得 カ 1 は 1 9 介します。 6 0 年

時間 管理

2 日 例) 小学校1 かかりました。 「溝を掘るのに2人で 年の 4 算数 人だっ 0) 教

スで の時作 テップは、 は、 日いた でてら を 界 自 は 1 八勢で仕事 る、 作用 蕳 ている。 では恐らく4 である。 では を整理す 時間をマネジメントする。 きく3 ある会 です。 が費やされるからです。 L 日 あうことによって多 事をするよりも、 か (1) るつに分けている会社の会長は時 しかし、 かり 時 うる、 て 0) **舟間、** 間を記録 ます 11 日 時 ③ 時間 だろう。 0 3 正か 現 実のは 3 残分 がする、 の世 化 は 間 の 分の と 間 分 にをま 互.

 $\langle A \rangle$ ものの見方➡行動➡結果 (結果の出るものの見方をしているか?)

 $\langle B \rangle$

結果の変化→行動の変化 →ものの見方の変化 (結果の出るものの見方に変える)

 $\langle C \rangle$ 成果 成果に向かって行動する

3 $\langle \Box \rangle$ 分 0) 1 は 地 活 0 時

も催注な を 7 そして、 ずれに対 ೬ 文に早く応えるよう工場りの時間を友人の顧客か お注 促 と、これ 文は の電 くべき時間 る 話 11 、この人は例と時間にすぎなか つも K 11 しても らの3つの が 千 なかった。 使っていた。 円 しほとん はむ であ な 滑 記 に いえば、かいた。 しろ 活 7 処 録 いた。 と考え それ時 2理さ 動の をす へら 仕 L 事れかののか Ď 間い る間

同

でも光の当て方で違

13

ますが、成

げる意識とは、

・う問

いの答えになります。

肢

から選ぶことになります。

修正 管理 是正 予防 成果 成果に向かうプロセスで 管理の問題が出てくる

出典:経営コンサルタント

が

この

まとまった

時

間

で 間

識的

に大きなテーマに

取

ŋ

組

浅沼宏和氏の図を加工

とを意 で①き、②

味し

ま

ず。

つ ② か の

な時

い間

間

を 理

てる

べ

き

0) うこと 事

は、 な

成 でに

果に

る

 \mathcal{O}

は

を

習

P

い仕

0 的

しょ

と②によりまとまっ

た

時

意味します。 役割は、 Ш とは成果に焦点を当て、 G 従 味します。 てて考えています。 評 価 って、 氏 任 . 意 は してもらいたい。 あるべき成果に向 自 貢献 ということに 一分の ベ 意識 きであ ます。貢献会の努力に焦点 Ш 成 ることを 果 自 な 意識を 意 分の 点 け ŋ Ź

3 どう ずっと営業成 みを生か は というが、自分の「やり方を変えて 績 が 良 < な

は

方が強 なが なけれ ま み から、 る、 ŋ, ば み で になり だ、 ì P る 9 成果が上 1分が ま せ る。 強得 ん ŋ み 意は がだといっ 向 がるやり は な に 成いの 果に 変え 0 P ŋ

集中

むことが出来るようになります。

貢献意識

事 ない。かはあまり 終えたが何るほどだった 1 例) 今日 行動 のた。 は 仕 ッ しく 事 P くっと仕ず IJ をこなし 覚え 7 事 が いたを 口

っている。その点はきらば悪り、会社の業績は相等(事例)会社の業績は相等

きちち

んと

か

ŋ

Ŕ

G

氏

変

わ

b

受け身の を追う、 る、の三条件が 意思決定 ③やらなる場合の状態で仕事 集 中 いことを決め 事 つ 0 をせず 原則 です。 仕 事 (2)

選出肢 事 手の立場に立る護士に最初の生 いもあ 立てることを指 **恵思決定には両立し立てることを指示す** 例 ŋ 法律 択 肢 根 の仕事として 事 本 を ・を考え代替案を 出 って論理を Ĺ しな する。 そし て、 新 11 入 組 て、 択 み相弁

考文 条 件 献 浅沼 ・ラッ ドラッ カ 宏 和 カ 0 Ī 教 世界 経 営者 ゃ さ \mathcal{O}

3 ---- 12 月号

令和 5 年分 年末調整のポイ



ます て n てきまし などは OV: ませんに で、 も年末調整 ポ 昨年とほとんどた。業務の基本 が、 イントを押さえ 変更点、 べもあ ど変的近 7 りわな

おきます。

年 末 調 整 0) 流 n

給除申ま

の告

額書

(次頁

表2参照

•

養

主

な変

原額を計 所得: た各

ず。

員

から

提

に出され

の社

内容をもとに、

控

泉下て 一 毎 年 給 月 末 徴 後収 税有等 支払 の給与等の金 版を集計なった給い は まず 社会保険料が おりば おが社員に **単額を計** 所得源以 対 とを

そして給

与等を支払う際

た源泉徴収税

額と年調

所年税額 保に徴収

Ĺ

年調年税額を計

算

見ます。

与

所得金額・

税額控除

うます。

比較

過不足額

を

年末調整の流れ 表 1

給与・社会保険料・徴収税額の集計 1 給与所得控除後の給与等の金額の計算 3 課税給与所得金額の計算 1 4 年調年税額の計算 過不足額の精算 ・ 過納額の還付 不足額の徴収

- 扶養控除等(異動)申告書
- 基礎控除申告書

下のて以 0

 $\epsilon \sqrt{}$

(養控除等(異動)申る人で他社に「給

告書所

養控除等申告書」) を提

年

·末調

上 0 間 対 年

から給与

から給与等の支払い万円を超える人や、

- 配偶者控除等申告書* (3)
- 所得金額調整控除申告書
- 保険料控除申告書 (特定増改築等) 住宅借入 金等特別控除申告書
 - ※(2)~(4)は1枚の用紙です

年がし

象と

なり

ま い調

で

務 Þ

て

る人

は

. の給

与等

0)

(象にはなりません。)ている人などは、 年 扶 養控除等申告書 0)

改

訂

申告書が改訂されています。令申告書が改訂されていますが、提出を受けていますが、提出された内容に変更がないか、提出された内容に変更がないか、提出された内容に変更がないか、というには、すでに令和5年分の扶養控除等申告書が改訂されています。令 和 音が改訂されていまれる年分から、扶善 いますが、提出する最初に給 養控 除 か、 Í 書

を 除点 非居 対は扶象、養 る事項の記載箇所に を記載する欄 にする事実」に 住 源泉控除対象配は控除等申告書の 扶養親族 .者である親族」 や、 の記 住民税にいてのは 載箇 や「生 偶 者 退 所に、 P 手関情計 控更

/ます。 収入金 て の年 ただし、 途 $\epsilon \sqrt{}$ を 額 る人など 中通 で就 が じ 2 0 7 職勤 す。 て記載する欄 等 寡を 婦有 州又はひとり記るする配偶者: が追加され

住 宅 口 ン 控 除

に除た令 4年1月1日以降に については、一定の場 で控除率が1%から0 で存の年末調整から であるでは、一定の場 である。 である。 であるでは、一定の場 ず 1 認するようにし ン 除 13 定の場合を 0 e y 居 7 きし 住し

て 扶非 養居 控住 は寄を適用は者である親に がする場合につい 族

書 金 る 烈などに 親 類関 係 示す 族和 を 書 除 に 5 『類』又は「SP」 「留学ビザ等書 a類」又は 類」又は など その つ年 応じ いか 親族 0) て ら て、 適 用扶非 0) 親年 養控 書 を受ける 38 - 齢等 族 万 類 二 関 円 除 者

親」に

9 族

てい

ま

· 扶

養親

Ŧi. 与 年 源 ずの支払者は、不調整が終わり 泉徴 整が終わ 以収票等 0 りましたら、 受給者等に 電子交付

は、非居住者でき 親族各人へのその年におけるす 私金額の合計額が38万円以上で あることを明らかにする書類を一 がいます。 「記4つの書質 いあ払親送カに ま日 なる書類は、「留学ビザ等書 ハードが相当における査証 留学ビザ等書類 38万円送金書類」です。 0) いうち、 今回 (ビザ) 一新たに必 又は 類



で、「全様の方法の種を得る必要があります。」 類や内容を示し、承諾を得る必要があります。 方法により提供載すべき事項な 給者等の の書類に で令を類用に付い和得めい対す 電子 とで、 とができます。 類や内容を示し、承諾用いる電磁的方法の種に対してあらかじめ、付する場合、受給者等付する場合、受給者等 等の なかった場合には、 交付とい でに受給者から回るに行い、その期週知をあらかじめない時は承諾に係るまでに承諾に係るまでに承諾がかない時は承諾がまでに承諾に係るまでに承諾に係る。 支 以所 K 源 たも 事泉番諾 する 9 $\neg O$ L います。 のこれを提供するこ で電磁的 収票に記 にか、受 のとみ なりま 7 ま 受書こ収収

表2 所得控除の種類と年末調整の可否

所得控除	可否	控。	余 額	
社会保険料控除	0	支払った又は給与から控除された社会保険料	料の合計額	
小規模企業共済等掛金控除	0	掛金の合計額		
生命保険料控除	0			
地震保険料控除	0	地 震:最高5万円 旧長期損害:最高1万5千円 合計で最高5万円		
寡婦控除	0	27万円		
ひとり親控除	0	35万円		
勤労学生控除	0	27万円		
障害者控除	0	障害者1人につき27万円 特別障害者1人につき40万円 同居特別障害者の場合は75万円		
配偶者控除	0	一般の控除対象配偶者:最高38万円 老人控除対象配偶者:最高48万円		
配偶者特別控除	0	最高38万円		
扶養控除	0	(1) 一般の控除対象扶養親族 38万円 (H20.1.1以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人) (2) 特定扶養親族 63万円		
		(H13.1.2〜H17.1.1生まれ) (3) 老人扶養親族 (S29.1.1以前生まれ)	同居老親等以外:48万円 同居老親等:58万円	
基礎控除	0	最高48万円		
雑損控除	×			
医療費控除	×			
寄附金控除	×	注 ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度 有		

たで導入・継ば なで導入・継ば ります。 =が見直され、裁量労働制。 ·入・継続をする必要があ新たな要件を満たしたう 0) の導入に 育和6年4₽ する 月以 要

ください

0

双方にとって有益な制度となる全体が制度の趣旨に沿って労使裁量労働制を含む労働時間制度 適 よう行われたものです。 この る 用 調 で把握した実態を踏まえ、 • ・運用実態を正常の見直しは、裁員 査 裁量労働 確 量 制 一労働 実態 把 握 制 調 しの

不務型裁量労 が、今回は両は異労働制」が具労働制」が 者見と

> 型裁量労働制なのうち導入割る **側制を取り上ば入割合の多いま** げ専 門業 ć W ま務

主な改正

労働基準監督 年4月1日2 を行う必要が は、 行う必要があ 業務型裁 4月1日以降も継続既に導入済の企業が 令 全ての 和6 令和 6 年 4 量 三労働 |督署に協定届 事 事業場で次の 労働制を実施 あ ŋ 年3月 ´ます。 ることにご 末 0) 施 L 降 にご注意 田の届出 つて行う 治措置を 専 門

とを労使協定に定める。に不利益取り扱いをしなとや、同意をしなかった・ 本人同意(※1)を得 一取り扱いをしな った場合 で得るこ いこ

1 記 記録を保存し、同意とは 労使協· な説 入後 同意の撤 専門業務型裁量労働制 眀 0) がなされなかったこ処遇等について十分 とその撤回に関する ょ 定に定める。 り、 回 由 (※3) すること 品な意思 [の手続き(※2) 当該 同 能められ 基づい がったこ

*

* 3 2 6 方法等その 記録 かにすることが び担 L 当者、 0 0 の申出先となる部署の場合があります。 具体 的 口 必 内 0) ず。 間

* 効期間 定労同の働意 することとされてい 効期間の満了後3年間保存定の有効期間中及び当該有労働者ごとの記録を労使協同意及びその撤回に関する の保存については、 ・ます。

産業医等による助言・適切な部署への配置転のいての相談窓口設置を記しいのでは、

題

が下 (=)制の健 措康 健 度 康 を実施します。 正 福祉確保措置 確保措置とし よる 追 加 事項でして以

等による保健

指

導又は対象労働者に産

間導を受けさる助言・指る助言・指

①す。 対象とする措置 事業場の 対 象 労働 **営者全員** な

1 保 勤 務 間 イン ター バ ル 0 確

ハロ することを含めたその取得とまった日数連続して取得年次有給休暇についてま 定 0 労 深 働 夜 制 0) 労働時 次 度 のた日数連続して次有給休暇につ の適時 労 間 働 用解 間の 0) 同を超え 上限 口 除 数 は 措置 関 んた場 合

(2) ホ 応 じ 指対 個 四々の対象労働 象

一要です。 容を明るる部署 つ い 心 健

0)

付

付 代

休 H

又

は

特

別

な

暇

導

労 定

0)

医 間

師 を

0) 超

面

の労働

時

える

置働

者

0)

状

況

まえ、 務状況及びその健康状態を踏特に把握した対象労働者の勤 置をそれぞれ1つずつ以上での措置、ホからヌまでの 施することが望ましいとされ、 これらのうち、 せること ハを実施することが 1 からニ 実措ま

が制度改正ている必要が ている必要があります。傍線部協議の上で、次の項目を協定し令和6年4月以降は、労使で三 労使協定事項 協 まし いとされて よる追 11 ます。 加 事 項

_ ① す。 度 0) 対象とする業

12月号 — 6

- なす 時 間
- をしな が配 でしないことが対象労働者に の遂行の遂行 具関の 体し、手段 的 段 な使や 指用時
- (5) (4)祉 況 ・ の 福 状 0) 処
- 6 者 理 労 働
- 7 取を 益な意
- (8) 意 0)
- (10)(9)
- のそ記び処祉 対間の録同理確労労回制扱し 年間)保存すること年間)保存することでの有効期間中及びで変施状況、同意及の実施状況、同意及での有効期間中及びの実施状況、同意及での有効期間
- 象は期 景の間

告務 に門に追 業お加 ル加され 水務型裁 対型裁 ま量次 し労の

> 又の行 及は合又 ドバイザラの業務に対して、 に関 で で 収 社 (V) わゆる M に関する を X に関する わ

調顧 查客銀

& 及び助っ く合併? ド言 ĺ \dot{O} 業 務

正 な 運 用 の 確

表業及び終業の時刻の決定も含まれるため、使用者から始業又は 終業の時刻のいずれか一方でも 終業の時刻のいずれか一方でも を業の時刻のいずれか一方でも を業の時刻のいずれか一方でも を業に関する裁量が過大である場合には、労働者から時間配分の決定に関する裁量が失われたと を適用労働者から時間配分の決定に関する場合には、労働者から時間配分の決定があります。 を適用労働者から時間配分の決定に関する場合には、労働者から時間配分の決定があります。 い量指終れ業 配 分の 決 一始定に もは、 ま始

わの場合

時る型認定 がも 間 み な のに は す 生 うる必要ない。

を事働に 項者 つ 上司に対 させることが適当です。 いョ 14、使用者は、 がし、次に埋め要な管理者 必要な管理者 い教育る労権

期限容 一裁量労働 制 0) 趣

3 うこと。 は的確に ないない。 は的確にこれらの見直しを行失われるおそれがある場合に決定等に関する裁量が事実上の用労働者から時間配分の 定 し、指 労働省トゥ… 垣示を的確に行うこと。 一旦にを選正に設

(=)「みなし 労働 時 間」と処 遇 0

① 点 は み確 労み以な でし労働

も制制適て労 は働 の度 度用 を考慮 ح 時使な 及労 の相応の処遇を確保する留き 下のとおりです。 時間を設定するに当たっ 時間を設定するに当たっ 大対象業務の内容並びに が動者に適用される評価 となるようにし、適用学 を考慮して適切な水準の となるようにし、適用学 での す る労の金価につし

> 定場で致さ がはた 働い れも働 À 定労ば **地を確保する** 別上げなどを 船や、適用労 側者への にですが、そ な時用 者が、間をや い間 す 間を事もとことを事もの一上 b

月からですが、令和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月からですが、今和6年3月 **(2)** 労働時間をみなし労働時間をみなし労働時間相当働いたと 実務を与えながら相応 を確保しないといった 専門業務型裁量労働 管を没却するものであ は当であることに留意 当であることに留意 のスタートは来年4

こ か こ う か ら の る は 7 く必 定 が出和 7 あ P ŋ 個年は まかの月年 ح がの同末4

間

専

門

仕事のパターン化

N総合病院の外来用受付は、4人の担当 者及び補佐役1人の合計5人です。

補佐役Sさんは、仕事に慣れるまでの3 カ月間は苦労しましたが、その後はコツを 掴んだのでスムーズに処理しているそうで す。

Sさんのコツとは、例えば100人から電 話がかかってきた場合、およそ90人(全体 の9割)はよくある、「高熱が続く」、「吐き 気がする」、「頭痛がひどい」等々の症状で、 それらはパターン化出来ることから、高熱 の人は 「××科」、吐き気がする人は 「○○ 科 へとまわす。

では、分類できない1割はベテラン看護 師に電話を回し、そこで相談に乗ってもら う、というものです。

このことは、通常の仕事のやり方にも共 通します。というのは、仕事は一回性の仕 事より反復の仕事が多いからです。つまり、

9割の仕事はマニュアル化出来るし、又、 実際にしているということです。では、他 の1割は、これは特殊なケースですから、 時間をかけて取り組むことになります。

[9割と1割] に分ける (パターン化) を原 則化、基準化して仕事を進めるのは多くの 企業が行っています。

しかし、会議については事情が大きく異 なります。会議である程度時間をかけ大筋 で話がまとまろうとしている時、必ずといっ て良いほど、「いや、このような場合、こ の決定では対処できないのではないか? | という意見が出ます。

すると、皆が「それもそうだ、確かに難 しいかもしれない…。今日は決めずに次回 の会議の検討事項にしよう。」となります。

このような会議は、ハッキリ言って間違っ ています。8割、9割がうまくいくのであ れば決定することです。議論が決まりかけ てきた時の反対意見は、それはそれとして 決定後に検討すべきでしょう。

社 B 員 社 6 つ会 社員のせいにしたのでらぬ所で現場が勝手に に営者の. た不正につい 社 会見を行った車 れた会見があり て急成長を遂げてきたの社は利益確保を至上命 В 0 社 あるべき姿を考えさ 経営者の の 背景には社員に 社長 勝手にやっ て、 は \dot{o} ま です。 経営陣 買取 らした。 題 改 たと 過 ح \mathcal{O} 販 な で題 知

の維持・発展を持つことへ、 さには怒! いとは B って 会社 意義を考えさせます。 経 社員を粗 営 0 者 怒りを超え、 В 課題 せ、 0 社 末に 展 責 \mathcal{O} あ 任と 社長 問 げく Ų 取 ま 題 一つは には、 経営 \mathcal{O} · は悪 社事 自 は 社員に 全 覚 宝貴任一つは

の が

 \mathcal{O}

在

いことに ル いきました。とにより組織 マ を てき 織 的 まし 不正 が広 た。 存な悪え

アイデアについて

「このようなアイデアを思いついた。作っ てくれる会社を探して欲しい」、「考えたア イデアをもう少しオープンにしてくれませ んか 、「アイデアを話したら盗用されてし まうではないですか」。次のように考えて みてはいかがでしょうか。

どんなアイデアでも最初は単なる思いつ きに過ぎないことが多く、自分の頭の中で 考えている場合は、そのアイデアは全てが 正しく思える。しかし、人に話す時には相 手を納得させようとするので、自分の思い 通りにはスラスラといかない。

例えば、「こんな素晴らしいアイデアな んですが |、「素晴らしいと考える理由は? |、 「こうこうだからです」、「でも××商品も そのようなアイデアからのもののような気 がしますが |。

相手を納得させる以上に自分の中の別人 を納得させて、アイデアをさらに次へと発 展させることが重要です。